

# タクシーの運賃・料金

タクシーの運賃は、適正な原価に適正な利潤を加えたもので、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでなく、また他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないものと法令により定められています。

各事業者は、車種別に設定された距離制及び時間制の自動認可運賃<sup>\*</sup>の中から申請を行い、国土交通大臣から認可を受けた運賃（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法により指定された特定地域・準特定地域では公定幅運賃の中から届け出た運賃）により営業を行っており、相手によって運賃を値引きしたり受け取らない行為は禁止されています。

タクシー業界では、令和元年10月から導入を開始した事前確定運賃のほか、相乗り等お客様にとって利用しやすい運賃制度の導入が始まっています。

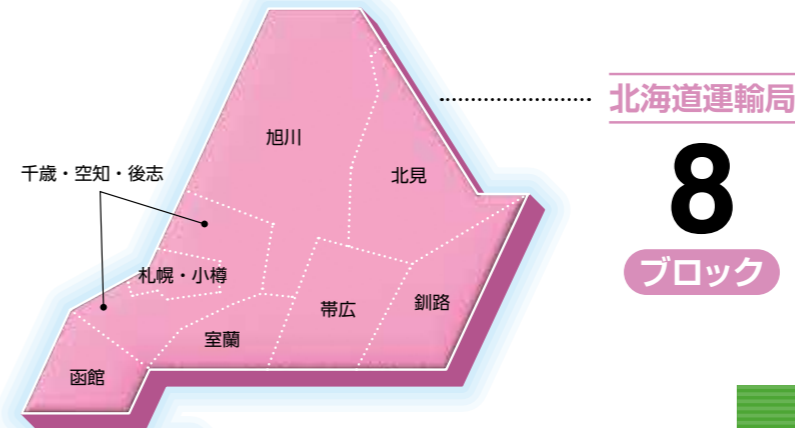
<sup>\*</sup>上限から下限まで10円刻みの初乗り運賃を定め一定枠の自動認可運賃は、需要構造や原価水準を考慮して定められた運賃適用地域（運賃ブロック）ごとに設定されています。この上限額より高い運賃を申請する場合は、運賃ブロックごとに申請者の法人タクシー車両総数が当該地域の5割以上とする等の条件を満たした運賃改定手続きが必要です。

**運賃ブロック**

**69** ブロック

(令和6年12月24日公示)

地域の実情に応じて段階的に旧101運賃ブロックから移行中



運賃の基本は、タクシーメーターを使用した距離制運賃ですが、利用条件等により異なる運賃・料金もあります。

## 運賃

### ▶ 距離制運賃（時間距離併用）

初乗り運賃+初乗り距離を超えて走行した場合、距離に応じた加算運賃

**例** 東京都特別区・武三地区 (令和8年4月20日現在)

普通車の上限運賃 初乗 1.0km 500円  
加算 232m 100円  
(※ 時間距離併用 1分25秒 100円)

※10km/h以下の限界速度で走行した場合、当該時間を距離に換算

### ▶ 時間制運賃

事前特約による実拘束時間に応じた運賃

**例** 東京都特別区・武三地区 (令和8年4月20日現在)

普通車の上限運賃 初乗 1時間 5,900円  
加算 30分 2,700円

### ▶ 定額運賃

- 施設及びエリアに係る定額運賃
- イベント定額運賃
- 観光ルート別運賃
- 一括定額運賃（定期券、回数券）

### ▶ 事前確定運賃

配車アプリ等で入力された乗降地点と降車地点との間の推計走行距離を基に距離制運賃に準じて算定し、乗車前に運賃額を確定する運賃

### ▶ 割引運賃

- 公共的割引** 身体障害者、知的障害者、精神障害者、被爆者、運転免許証返納者等
- 遠距離割引** 一定のメーター表示額に相当する距離を超える場合の割引  
**例** 9,000円超え1割引
- 営業的割引** クーポン券割引、利用回数や利用金額による割引

### ▶ 割増運賃

深夜早朝、冬期、寝台など

## 料金

### ▶ 迎車回送料金

お客様の依頼により乗車地点までタクシーを回送する場合に適用

### ▶ 待ち料金

お客様の都合によりタクシーを待機させた場合に適用

### ▶ サービス指定予約料金

1車両1回ごとの定額。下記のいずれにも該当する場合は、いずれかのうち高額の料金のみ収受

#### 時間指定配車料金

お客様の指定した時間にタクシーを配車する場合に適用

#### 車両指定配車料金

ワゴン車等の配車依頼に応じて配車する場合に適用